

令和5年3月7日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 橋村 泰夫

北海道補給処安平弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

| 一連 番号 | 件 名 | 納入(履行) 場 所 | 納 期 (履行期限) | 見積依頼書 公 表 日 | 見積書 提出期限 | 見積り合わせ の日時 | 防衛省競争参加資格 | 備 考 |
|----------|-----------|---------------|---------------|----------------|-------------|---------------|--|-----|
| 1 | シーツ洗濯ほか1件 | 安平駐屯地 | 6.3.31 | 5.3.7 | 5.3.17 | 5.3.17 1000 | (1)防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格)は問 わない。 | |
| 2 | プロパンガス | 安平駐屯地 | 6.3.31 | 5.3.7 | 5.3.17 | 5.3.17 1000 | (2)その他についてはオー プンカウンター方式実施 要領による。 | |
| | 以下余白 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先
〒059-1511
北海道勇払郡安平町安平番外地
陸上自衛隊安平駐屯地 北海道補給処安平弾薬支処会計科 (担当 重信)
TEL 0145-23-2231 (内線292)
FAX 0145-23-2233

調達要求番号：3ME51CM2000

| 仕 様 書 | | |
|--------------|-----------|-------------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 | |
| シーツ等外注洗濯 | NAB-4 | |
| | 防衛大臣承認 | 令和 年 月 日 |
| | 作 成 | 平成27年 2月15日 |
| | 変 更 | 令和 年 月 日 |
| 北海道補給処安平弾薬支処 | | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊安平駐屯地において使用するシーツ等外注洗濯について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造会社の規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

3 外注洗濯等に関する要求

品名、数量及び納品方法は、調達要求書及び調達要領指定書による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

5 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官等の申し出てその指示を受けるものとする。

| | | |
|---------|----------|-------------|
| 調達要領指定書 | 発簡番号 | |
| | 調達要求番号 | 3ME51CM2000 |
| | 調達要求年月日 | 令和5年2月3日 |
| | 作成部科 | 管理班 |
| | 作成年月日 | 令和5年2月3日 |
| 品名 | シーツ等外注洗濯 | |
| 仕様書番号 | NAB-4 | |

1 品名

- (1) シーツ洗濯
- (2) まくらカバー洗濯

2 予定数量等

| 品名 | 数量 | 備考 |
|----------|-------|----|
| シーツ洗濯 | 1,980 | |
| まくらカバー洗濯 | 400 | |

3 外注洗濯等に関する要求

(1) 洗濯要領

- ア 良質な洗剤を使用して、生地に対し、悪影響を与えることないこと。
- イ 各種のしみ及び著しい汚れは、しみ抜きを十分に行うこと。
- ウ 乾燥に際しては、高熱乾燥等により、生地の収縮及び変色等の内容にすること。
- エ 乾燥を十分に行い、湿り気及び洗剤の臭気が残らないようにすること。

(2) 洗濯実施場所

洗濯の実施場所は、契約相手側の営業所等とする。

(3) 受領・納入条件

- ア 洗濯する本体を部隊から受領するものとする。
- イ 洗濯終了した本体をビニール袋などに入れて、部隊へ納入するものとする。

調達要求番号：3ME51CX2001

| 仕 様 書 | | | |
|-------------|-------------------------|-------|-------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 | | |
| 高圧ガス（市販品）調達 | N A B - 3 | | |
| | 防衛大臣承認 | 令和 | 年 月 日 |
| | 作 成 | 平成30年 | 2月15日 |
| | 変 更 | 令和 | 年 月 日 |
| | 北 海 道 補 給 処 安 平 弾 薬 支 処 | | |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊安平駐屯地において高圧ガス（市販品）の調達を行う場合に必要な事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）

計量法（昭和26年法律第204号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造会社の規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

3 製品に関する要求

品名、数量及び納品方法は、調達要求書及び調達要領指定書による。

4 品質保証

検査は、GLT-CG-Z000001によるほか、契約担当官等が定める検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 納品の方法

高圧ガス（市販品）は、高圧ガス容器（以下、容器という。）（契約の相手方所有）に充填された状態で納品するものとする。

5.2 容器の表示

容器の表示は、調達要領指定書に定める場合を除き、GLT-CG-Z000001による。

6 納品に関する指示

6.1 納品書

納品は、納品書をもって行う。

6.2 納品にかかる経費

容器の運搬、貸出、設置、配管への接続、引取り等にかかる経費は、契約の相手方の負担とする。

6.3 容器の引取り

契約相手側所有の容器は、使用后、契約の相手側が、受領書をもって引き取るものとする。

6.4 納品に関するその他の指示

納品に関するその他の指示は、調達要領指定書による。

7 計量器等

7.1 計量器の設置

計量法に基づく計量器は、契約の相手側が実施するものとする。

7.2 費用負担

計量法に基づく計量器の設置及び交換並びにコック等の調整器の設置及び交換にかかる費用については、契約の相手方の負担とする。

7.3 計量器の有効期間

計量器は、契約期間中検定について有効な期間を有する物を使用するものとする。

7.4 計量器及び調整器（以下「計量器等」という。）の設置場所

調達要領指定書による。

7.5 計量器等の引継ぎ

契約の相手方は、既に設置している計量器等を前年度の契約の相手から引き継ぐ場合は、相互に協議した上で引き継ぐものとする。

但し、引き継いだ計量器等が、検定の有効期限が切れる等により交換が必要になった場合は、契約の相手方の負担で交換を実施するものとする。

8 その他

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

| | | |
|---|---------|-------------|
| 調達要領指定書 | 発簡番号 | |
| | 調達要求番号 | 3ME51CX2001 |
| | 調達要求年月日 | 令和5年2月3日 |
| | 作成部科 | 管理班 |
| | 作成年月日 | 令和5年2月3日 |
| 品名 | プロパンガス | |
| 仕様書番号 | NAB-3 | |
| <p>1 品名 プロパンガス</p> <p>2 予定数量 900m³</p> <p>3 納品の方法 プロパンガスは、高圧ガス容器に充填された状態で納品すること。</p> <p>4 プロパンガス容器、計量器等の設置場所</p> <p>(1) 納品するプロパンガス容器等の設置場所</p> <p>ア 安平弾薬支処 給湯</p> <p>イ 安平弾薬支処 厨房</p> <p>ウ 安平弾薬支処 ユニット</p> <p>エ 早来燃料支処 隊舎厨房</p> <p>(2) 追加の設置及び撤去がある場合は、その都度調整する。</p> <p>(3) 契約の相手方は、設置場所のプロパンガスが枯渇しないように納品すること。</p> | | |